○北海道開発局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十八日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号及び三百三十七号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 江別市篠津二六三番三から同市篠津四〇一番四まで | 変更前 | 三二・六メートル～五八・五メートル | 二・二七八キロメートル |
| | 後 | 二三・八メートル～七四・七メートル | 〇・二七八キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十八日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百九十三号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道余市郡赤井川村字都一八五番一地内 | 変更前 | 二二・四メートル～二二・五メートル | 〇・〇〇七キロメートル |
| | 後 | 二二・四メートル～三三・五メートル | 〇・〇〇七キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十八日　北海道開発局長　本田　幸一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百三十八号 | 北海道枝幸郡枝幸町北栄町九五六番一から同町岬町一〇八〇番一まで | 北海道開発局及び同局稚内開発建設部 |
| 二百七十五号及び三百三十七号 | 江別市篠津二六三番三から同市篠津四一〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 北海道開発局及び同局札幌開発建設部 |
| 三百三十三号 | 北海道紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町六〇番一から同町瀬戸瀬東町一七七番まで | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |
| 〃 | 北海道紋別郡遠軽町野上九番一地先から同町野上二一番二地先まで | 〃 |
| 三百三十四号 | 北海道斜里郡斜里町字川上五七番一から同町字川上一〇二番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 〃 |

供用開始の期日　平成二十七年十月二十八日

# 国会事項

## 衆議院

**辞令**

（庶務部長）衆議院参事　鹿村謙太郎

管理部長参事中村実海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（十月二十六日）

# 人事異動

## 警察庁

（神奈川県警察本部刑事部長）

警視長　鎌田　徹郎

警察庁刑事局捜査支援分析管理官を命ずる

（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当））兼生活安全局付）警視監　露木　康浩

警察庁刑事局捜査支援分析管理官事務取扱を免ずる（以上十月十六日）

## 外務省

（アジア大洋州局長）外務事務官　伊原　純一

大臣官房に配置換する　石兼　公博

（国際協力局長）同

アジア大洋州局長に配置換する

（アジア大洋州局南部アジア部長）同　山田　滝雄

国際協力局長に昇任させる

（大臣官房審議官兼アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部）同　梨田　和也

アジア大洋州局南部アジア部長に配置換する

（大臣官房総務課長）同　垂　秀夫

大臣官房審議官に昇任させる

アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部に併任する

（北米局北米第一課長）同　石月　英雄

大臣官房在外公館課長に配置換する

（国際協力局国別開発協力第三課長）同　西永　知史

大臣官房に配置換する

（総合外交政策局安全保障政策課宇宙室長）同　今福　孝男

国際協力局国別開発協力第三課長に昇任させる

（大臣官房）同　杉浦　正俊

アジア大洋州局大洋州課長に昇任させる

（アジア大洋州局大洋州課長）

同　和田　幸浩

北米局北米第一課長に配置換する（以上十月十六日）

（イラン国駐箚）特命全権大使　羽田　浩二

イラン国駐箚を免ずる

臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる

（国際貿易・経済担当）

（ルワンダ国駐箚）同　太田　清和

兼ねてブルンジ国駐箚を命じる

（トリニダード・トバゴ国兼アンティグア・バーブーダ国、ガイアナ国、スリナム国、セントクリストファー・ネーヴィス国、セントビンセント国、セントルシア国、ドミニカ国駐箚）同　岡田　光彦

兼ねてグレナダ国、バルバドス国駐箚を命ずる（以上十月二十日）

特命全権大使

ラトビア国駐箚を命ずる

同　齊藤　貢

オマーン国駐箚を命ずる

同　野田　仁

エクアドル国駐箚を命ずる

同　三好　真理

アイルランド国駐箚を命ずる

同　渡邉　優

キューバ国駐箚を命ずる

同　引原　毅

ラオス国駐箚を命ずる

（在チェコ日本国大使館参事官）

外務事務官　藤井真理子

在ミラノ日本国総領事館総領事に転任させる

（アジア大洋州局北東アジア課長）同　中津川伸一

大臣官房総務課長に配置換する

（中東アフリカ局中東第二課長）

同　小野　啓一

アジア大洋州局北東アジア課長に配置換する

（大臣官房）同　金井　正彰

中東アフリカ局中東第二課長に配置換する（以上十月二十二日）

西永　知史